



志摩市社会福祉協議会 助成金のご案内

地域において生活支援を求めている人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、重点的な生活課題の解決に向けた住民主体の福祉事業や、地域福祉やボランティア活動へ新たな人材の参画を推進する事業に対し、赤い羽根共同募金配分金を財源として助成します。



◆助成の対象となる団体

- ・ 社会福祉団体
- ・ 更生保護団体
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ ボランティア団体

志摩市内において地域福祉を推進する次の各事項のいずれかに該当する非営利団体



◆助成の対象となる事業

ひきこもり支援事業

- (例)
- *当事者や家族の居場所(フリースペース)づくり
 - *当事者の日常生活の改善や社会体験のサポート
 - *当事者や家族を孤立させないつながりづくり

買い物・移動支援事業

- (例)
- *買い物困難者のための買い物代行の提供
 - *買い物困難地域におけるミニショップの運営
 - *移動困難者の外出のための新たな移動支援の提供

生活困窮者支援事業

- (例)
- *フードバンク等の食糧支援のしくみづくり
 - *就労体験や社会体験の機会の提供
 - *貧困家庭等の子どもに対する学習支援

子ども支援事業

- (例)
- *子ども食堂の開設
 - *地域ぐるみの世代間交流

若者のボランティア参画推進事業

- (例)
- 40歳代までの市民を中心に構成するボランティア団体の設立や新規事業(福祉活動・住民交流など)の実施



◆ 助成の内容

- 助成事業名 : 先駆的・重点的地域福祉活動助成事業(2次募集)
- 助成対象期間 : 令和3年9月1日から令和4年3月31日まで
- 助成額 : 1団体あたり上限20万円まで(総額40万円)
- 審査方法 : プレゼンテーションによる審査[8月1日(日)予定]
- 採択数 : 3団体まで

申請提出期限：令和3年6月16日～令和3年7月15日午後5時まで

申請書は、本会拠点(さくら苑、ゆうゆう苑、つばさ、サンライフあこ、かがやき)で交付を受けてください。
または本会ホームページ(<https://shima-fukushikyo.or.jp/>)からダウンロードできます。

お問合せ：志摩市社会福祉協議会 地域支援課(かがやき)

55-3885



令和3年度 先駆的・重点的地域福祉活動助成事業 第2次募集要項

令和3年6月7日

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

1. 助成の目的

地域において生活支援を求めている人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、重点的な生活課題の解決に向けた住民主体の福祉事業や、地域福祉やボランティア活動へ新たな人材の参画を推進する事業に対し、共同募金配分金を財源として助成します。

2. 助成の対象となる団体

志摩市内において地域福祉を推進する次の各事項のいずれかに該当する非営利団体

- ア 社会福祉団体
- イ 更生保護団体
- ウ 特定非営利活動法人
- エ ボランティア団体

3. 助成の対象となる事業

新規事業または調査・研究事業を対象とします。

対象事業	事業内容（例）
(1) ひきこもり支援事業	*当事者や家族の居場所（フリースペース）づくり *当事者の日常生活の改善や社会体験のサポート *当事者や家族を孤立させないつながりづくり
(2) 買い物・移動支援事業	*買い物困難者のための買い物代行の提供 *買い物困難地域におけるミニショップの運営 *移動困難者の外出のための新たな移動支援の提供
(3) 生活困窮者支援事業	*フードバンク等の食糧支援のしくみづくり *就労体験や社会体験の機会の提供 *貧困家庭等の子どもに対する学習支援
(4) こども支援事業	*子ども食堂の開設 *地域ぐるみの世代間交流
(5) 若者のボランティア参画推進事業	40代までの市民を中心に構成するボランティア団体の設立や新規事業（福祉活動・住民交流など）の実施

4. 助成の内容

- (1) 助成対象期間： 令和3年9月1日から令和4年3月31日
- (2) 助成額： 1団体あたり上限20万円まで（総額40万円）
- (3) 採択数： 3団体まで

5. 助成対象外の事業

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業又は、国または地方公共団体の補助金や現物が充当される事業
- (2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (3) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団等の補助を受けた事業
- (6) 助成金以外の収入、又は繰越金を含むほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業（団体の経営上3か月程度の運転資金は認める）。
- (7) 助成事業による効果が期待できない事業
- (8) 当該年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとしている事業

6. 審査方法

助成金の交付決定にあたっては、第1次・第2次審査により審査、選考を行います。審査方法については次のとおりです。

- (1) 審査日 令和3年8月1日（日）
- (2) 会場 磯部健康福祉センターかがやき
〒517-0214 志摩市磯部町迫間955 電話 0599-55-3885
- (3) 審査員

審査員	選出区分	審査員数
共同募金配分委員	民生委員児童委員、住民代表、共同募金委員会運営委員	7名
児童福祉関係者	主任児童委員	1名
市内企業代表者	共同募金寄付企業代表者	2名

- (4) 審査方法

①第1次審査

- ・審査は非公開審査とします。
- ・申請者がプレゼンテーションを行い、上記6-(3)の審査員が審査します。
- ・プレゼンテーションの順番は申請順とします。
- ・申請者の説明時間は、10分以内とします。その後、審査員から5分程度の質問を行います。
- ・審査項目は、次の5つの項目とし評価の視点を考慮して審査します。

審査項目	評価の視点
①事業の公益性	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに大きな役割を果たす事業であるか。
②事業の先駆性	他に見ない発想であったり、課題を解決するための工夫やアイデアがある事業であるか。

③事業の継続・発展性	今後も、様々な活動に広がる可能性を持つ事業であり、継続が見込まれる事業であるか。
④事業の実現性	実施体制、事業計画などから実現可能な事業であるか。
⑤事業の妥当性	共同募金の使途として、市民に理解が得られる事業（経費）であり、経費見積もりが妥当であるか。

- ・審査における評価の方法は、審査項目ごとに次の5段階評価とします。

点数	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	良好である	やや劣っている	劣っている

- ・審査員1名の持点は、1申請25点とし、審査員10名の合計250点を満点とします。
- ・審査員10名の合計点数の上位3団体の交付額を第2次審査において査定します。
- ・申請者数や総申請額が予算に満たない場合は、審査方法を変更する場合があります。

②第2次審査

- ・審査員は、上記6－（3）の共同募金配分委員の7名です。
- ・審査は非公開とし、第1次審査において合計が高い申請団体順（上位3団体のみ）から順に交付額の査定を行います。

（5）審査日程

時 間	内 容
	申請者ごとに、それぞれの発表15分前から受け付け
10:00～	第1次審査：プレゼンテーション（非公開） <ul style="list-style-type: none"> ・申請者による事業内容の説明（1団体10分） ・委員からの質疑（5分）・転換（5分） 20分×5団体＝約100分
11:40～	第2次審査（非公開） <ul style="list-style-type: none"> ・交付額の査定

※審査日程については、申請者数により変更が生じることがございますので、あらかじめご了承ください。

7. プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションについては、どのような方法で説明していただいても結構です。ただし、本会では、パソコン、プロジェクター、ホワイトボードのみ準備しますので、その他説明に必要な資料等については申請者にて準備をしてください。

- ・紙媒体の資料を用いる場合は、12部ご用意ください。
- ・既定の申請書類により説明していただく場合は、本会にて審査員の人数分を準備します。
- ・パワーポイントにて説明いただく場合は、事前にデータをお預かりいたしますので、本会地域支援課（55－3885）までお問い合わせください。

8. 助成金の交付

本会所定の請求書の提出に基づき助成金を交付します。(8月20日予定)

9. 募集期間

令和3年6月16日(水)～令和3年7月15日(木) 午後5時必着

10. 応募方法

下記の本会拠点に備え付けの申請書類(本会ホームページよりダウンロード可能)に必要な事項を記入のうえ、募集期限までにご提出ください。申請書類に不備がある場合は受け付けできませんので、申請に関するご相談は下記問合せ先まで早めにご連絡ください。

受付時間は、土日、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします(地域交流拠点つばさは平日の午前9時～午後12時まで)。

浜島地域福祉センターさくら苑	浜島町檜山路3	TEL0599-53-1726
大王地域福祉センターゆうゆう苑	大王町波切3243-1	TEL0599-72-4800
地域交流拠点つばさ	志摩町和具2240	TEL0599-85-6511
阿児健康福祉センターサンライフあご(2階)	阿児町鶴方3098-1	TEL0599-44-1101
磯部健康福祉センターかがやき	磯部町迫間955	TEL0599-55-3885

11. 事業報告

助成を受けられた申請者は、当該事業の完了後2ヶ月以内又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに、本会所定の報告様式により事業実績報告書の提出をお願いします。

12. 留意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記により審査会を開催します。

- (1) プレゼンテーションは非公開で実施します(発表の観覧や応援はご遠慮いただきます)。
- (2) 入場は2名までとします。プレゼンテーションの準備に人手が必要な場合は事前にお問い合わせください。
- (3) プレゼンテーションの時間を分散します。ご自身のプレゼンテーション開始15分前に受け付けをします。受け付けの際に諸注意事項の説明を行います(開会式や閉会式はありません)。
- (4) 体温測定、マスク着用、手指消毒などの感染予防策を行ってください。また当日体調がすぐれない方はご出席をご遠慮ください。

13. 問い合わせ

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会 地域支援課

〒517-0214 志摩市磯部町迫間955

TEL0599-55-3885 FAX0599-55-4014

e-mail: chiiki@shima-fukushikyo.or.jp URL: <https://shima-fukushikyo.or.jp/>

以上